

沖縄県プロフェッショナル人材確保支援補助金公募要領

1 目的

この補助金は、豊富な経験や知識を持つプロフェッショナル人材（以下、「プロ人材」とする。）を活用する場合に必要となる経費の一部を補助し、補助事業者のプロ人材の活用を促進することで、県内中小企業の経営課題の解決、生産性の向上等を図ることを目的とする。

2 補助金概要

(1) 補助金名：沖縄県プロフェッショナル人材確保支援補助金

(2) 事業期間：交付決定の日から令和9年2月28日まで

(3) 補助事業者の要件：次の要件をすべて満たすもの

ア 沖縄県内に事業所を有すること。

イ プロ人材を県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事させること。

ウ 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報の受付がなされていること。

エ 補助金交付要綱第5条（欠格事由）の各号に該当しないこと。

(4) 補助対象事業

補助対象事業は県内の中小企業等が自らの経営課題解決または、生産性の向上を図ることを目的にプロ人材を雇用または活用するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

ア 補助金の対象となる経費に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合

イ 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点及び登録人材紹介事業者を利用せずプロ人材を雇用・活用する場合

ウ 同一企業の内部における、県外の事業所から県内の事業所への異動等と認められる場合

(5) 補助の内容

以下のそれぞれの費用を補助対象とする。

なお、1企業につき各補助金は1回ずつしか申請できないこととする。

ア プロ人材を雇用する場合

登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料の2分の1を補助
(上限額：50万円)

イ プロ人材を副業・兼業で活用する場合（プロ拠点初回活用）

登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料、渡航費及びプロ人材に
支払う報酬の10分の8を補助（上限額：50万円）※人材紹介手数料、渡
航費及びプロ人材に支払う報酬の合計額の上限

ウ プロ人材を副業・兼業で活用する場合

登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料及び渡航費の2分の1を
補助（上限額：10万円）※人材紹介手数料と渡航費の合計額の上限

イ・ウの渡航費について、航空運賃は経済的な通常運賃を対象とし、特別
席料金等は補助対象外とする。また、宿泊費については、所定の上限額を適
用する。

3 申請の書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号、別紙1-1、別紙1-2）
- (2) プロ人材の履歴書、労働条件が明示されている雇用契約書(案)等
- (3) 会社案内（プロ人材が就業する事業所の所在地が確認できるもの）
- (4) 会社の定款等の写し
- (5) 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- (6) 誓約書
- (7) 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点に提出した企業情報シート
- (8) 人材紹介会社からの見積書・契約書（案）
- (9) 債権・債務者登録申出書
- (10) 通帳の写し

4 募集期間

令和8年5月13日から令和9年1月15日まで

5 提出先

○履歴書を除く書類

〒901-0152 沖縄県那覇市字小緑 1831 番地 1

沖縄県 プロフェッショナル人材戦略拠点（愛称：人材チャンプルー）
（公益財団法人沖縄県産業振興公社内）

※受付時間：9時00分～17時00分（土日祝祭日を除く）

メール：pf-sup@okinawa-ric.or.jp

※上記メールアドレスにデータで提出してください。

○履歴書

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

沖縄県 商工労働部 労働政策課（沖縄県庁 8F）

※受付時間：8時30分～17時15分（土日祝祭日を除く）

メール：aa058009@pref.okinawa.lg.jp

※上記メールアドレスにデータで提出してください。